

資産づくり キャンペーン

いま、始める資産形成！

5月7日（火）
～
8月31日（土）

新規契約者様にもれなくプレゼント

iDeCo
NISA

運用しながら増やす！

個人向け国債

元本割れなし！

認知症年金保険
（たんぽぽプラス）

認知症の不安に備える！

今だけの特典！

QUO
カード

期間中に以下の契約をいただいた方へ
クオカード（500円分）プレゼント！

- ・ iDeCo（新規）
- ・ 投資信託、NISA（新規）
- ・ 個人向け国債（新規）

※お一人様、同一商品につき上限1枚まで（上限4枚）

※対象の契約について、インターネットからお手続き頂いた

場合はお申し出ください

今だけの特典！



期間中に以下の契約をいただいた方へ
ボックスティッシュ5箱プレゼント！

- ・ 認知症年金保険

※1契約につきボックスティッシュ5箱をプレゼント

※お一人様、2契約まで可能

お問い合わせは

TEL 025-241-1331

新潟県労働金庫東新潟支店

〒950-0084 新潟市中央区明石1丁目2番22号

営業時間 9:00～17:00

詳しくは店頭までお問合せください。各商品の留意事項は裏面をご確認ください。

留意事項

<投資信託>

●投資信託は株式、公社債など値動きのある証券等(外国証券等を組入れ対象としたファンドは為替変動リスクもあります。)に投資しますので基準価額は変動します。よって、元本及び収益金は保証されておりません。●投資信託は、申込時に「購入時手数料」、換金時に「信託財産留保額」および「換金手数料」、運用期間中は「信託報酬」および「その他の費用(監査報酬等)」などがかかります。ただし、これら費用は各ファンドにより異なりますので、料率、上限額等を表示することができません。必ず、各ファンドの目論見書等でご確認ください。また、当該手数料等の合計額についても、ファンドによって、またファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。●投資信託は、預金保険の対象ではありません。当金庫で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は、預金ではなく、元本は保証されていません。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客さまに帰属します。●投資信託の取扱いは当金庫が行いますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。●投資信託の取得に関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。●投資信託をご購入の際には「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」をご確認のうえご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」は、当金庫の投資信託取扱店舗にご用意しております。ただし、インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。

<NISA>

●日本にお住まいの18歳以上の個人の方(口座開設年の1月1日時点)が対象です。●NISA口座は、すべての金融機関等を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。(金融機関を変更した場合は除きます。)●一定の手続きのもとで金融機関を変更することが可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関に口座を開設したことになる場合でも、各年において1つの口座でしか購入することができません。●NISA口座内の投資信託等を異なる金融機関に移管することはできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠を利用してした場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●二重口座が判明した場合は、買付した投資信託等は当初から課税口座で買付したものと取扱われ、当該投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得等は、遡及して課税されます。●NISA口座では、損失は税務上ないものとみなされ、特定口座や一般口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。●投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。●特定口座や一般口座で保有している公募株式投資信託等をNISA口座へ移管することはできません。●当金庫では、NISA口座の開設にあたっては「投資信託取引口座」が必要です。●非課税投資枠の利用対象は約定日ではなく受渡日基準となります。定時定額買付契約において引落日を27日に設定した場合、12月分の引落日による買付の受渡日が翌年になり、翌年の非課税投資枠が利用対象となる可能性がありますのでご注意ください。●年間投資枠(つみたて投資枠120万円・成長投資枠240万円)と非課税保有限度額(つみたて投資枠・成長投資枠あわせて1,800万円・うち成長投資枠1,200万円)が設定されており、投資信託等を売却した場合、その買付額分だけ非課税保有額が減少します。減少した分は翌年以降、新たな投資に利用可能となります。(簿価残高方式で管理)●基準経過日(NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年経過後およびその後5年経過ごとの日)における氏名・住所を確認させていただきます。基準経過日から1年以内に再確認できない場合には、新たにNISA口座への投資信託等の受入れができなくなりますのでご注意ください。●当金庫は、お客様が一時的に出国する場合に、非課税口座での残高を継続保有することを可能とする特例措置の対応を行っていないため、出国される場合は、非課税口座を廃止していただくことになります。【つみたて投資枠特有のご留意事項】●つみたて投資枠に係る定時定額買付契約の締結が必要であり、同契約に基づき対象商品の買付が行われます。●つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。●つみたて投資枠で買付した投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知します。【成長投資枠特有のご留意事項】●成長投資枠で買付可能な商品は信託期間20年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されています。

<iDeCo>

●積立金は、原則として60歳まで引き出すことができません。●掛金の運用は加入者自身の責任で行い、運用商品の中から選択し運用します。受取る金額は、運用成績により変動します。●個人型確定拠出年金加入時、および加入時以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。

<国債>

●個人向け国債の利子は、受取時に、20.315%分の税金が差し引かれます。(源泉分離課税)●個人向け国債のお申込みの際には、購入対価のみお支払いいただきます。●個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。●個人向け国債を中途換金する場合、計算式「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」により算出される中途換金調整額をお支払いいただきます。●個人向け国債の取得に関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。●個人向け国債のご購入の際には、「契約締結前交付書面」をご確認のうえご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」は、当金庫の国債取扱店舗にご用意しております。